

ID: 156

担当部署: 地域整備課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	大河原町都市公園条例 第13条(第18条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第13条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日